

FWD医療引受緩和

引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)

重要事項説明書

2022年3月改訂

ご契約のしおり・約款
検索コード

041-20220302

上記コードは、当社ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

重要事項説明書(契約概要)

- 「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 保険商品の特長としくみ

基本事項

正式名称	引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
ペットネーム	FWD医療引受緩和

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、保険設計書や申込書にてご確認ください。

保険商品の特長

- この保険は、入院(日帰り入院を含みます。)や手術等に対する一生涯の医療保障を主な目的とした保険です。
- 簡単な告知によりお申込みいただけます。
- 持病(既往症)が再発・悪化した場合でも、一定の条件で給付金等をお支払いします。
- 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。



- この保険は告知事項を限定し引受基準を緩和しているため、保険料は当社の他の医療保険に比べて割増しされています。(健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の他の医療保険にご契約いただける場合があります。)
- 責任開始期前に発病した病気でも、責任開始期以後に症状が悪化したこと等により、入院、手術、放射線治療、移植術、先進医療による療養、骨折の治療が必要である等と医師によって初めて判断されたときは、給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除の対象となります。(ただし、がんまたは特定感染症による場合はお取扱いが異なります。)

この資料における「がん」、「特定3大疾病」とは次のとおりです。

がん	悪性新生物、上皮内新生物
特定3大疾病	がん、心疾患、脳血管疾患

*詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

しくみ図 全期払^(※)の場合

(※)「全期払」とは保険期間と保険料払込期間が同じものをいいます。なお、保険料払込期間が保険期間より短いものを「短期払」といいます。



付加できる特則

1 特定3大疾病入院無制限特則

詳細は5ページ

一生涯保障

2 健康給付金特則

詳細は5ページ

所定の範囲内で更新します。

付加できる特約

3 引受基準緩和型先進医療特約

詳細は6ページ

4 引受基準緩和型入院一時金特約

詳細は6ページ

5 引受基準緩和型通院特約

詳細は6ページ

一生涯保障

6 引受基準緩和型女性総合医療特約

詳細は7ページ

7 引受基準緩和型特定3大疾病給付金特約

詳細は9ページ

8 引受基準緩和型抗がん剤治療給付金特約

詳細は10ページ

9 引受基準緩和型特定損傷特約

詳細は10ページ

更新のお取扱いはありません。

10 引受基準緩和型
特定感染症診断一時金特約

詳細は11ページ

所定の範囲内で更新します。

11 引受基準緩和型終身死亡保障特約(低解約返戻金型)

詳細は11ページ

一生涯保障

12 引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約

詳細は11ページ

2 主契約(本則)の保障内容について

主契約(本則)の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガにより入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。

保障内容

お支払いする給付金等		支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
入院給付金	疾病入院給付金	病気により1日以上入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	1回の入院につき： 30日型 は30日 60日型 は60日 120日型 は120日 通算：1,095日	被保険者
	災害入院給付金	所定の不慮の事故によるケガにより1日以上入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	1回の入院につき： 30日型 は30日 60日型 は60日 120日型 は120日 通算：1,095日	
手術給付金等	手術給付金	病気やケガにより所定の手術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	通算限度なし	
	放射線治療給付金	病気やケガにより所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	通算限度なし(30日に1回)	
	移植術給付金	病気やケガにより所定の骨髄移植術または所定の臓器移植術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	通算限度なし	
	骨髄ドナー給付金	責任開始日から起算して1年を経過した日以後に所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	1回	
短期払の場合 死亡給付金		保険料払込期間満了後に死亡したとき	入院給付金日額×10	—	死亡給付金受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

入院給付金の支払限度

疾病入院給付金・災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数は、ご契約時に選択された支払限度の型(30日型・60日型・120日型)に応じ、それぞれ30日、60日または120日です。また、通算支払限度日数はいずれの支払限度の型においても、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ1,095日です。

手術給付金等の給付倍率

手術給付金等の支払額における入院給付金日額に乘じる給付倍率は、ご契約時に選択された給付倍率の型(1型・2型・3型)に応じ、次のとおりです。

給付倍率の型	1型	2型	3型		
手術給付金	0倍	入院中の手術：10倍 入院中以外の手術：5倍	入院中の手術：		
				開頭術・開胸術・ 開腹術	左記以外の 手術
			特定3大疾病の治療を 目的とした手術	60倍	20倍
			上記以外の手術	20倍	10倍
			入院中以外の手術：5倍		
放射線治療給付金	0倍	10倍	20倍		
移植術給付金	0倍	10倍	60倍		
骨髄ドナー給付金	0倍	10倍	10倍		



- 入院給付金の支払限度の型・手術給付金等の給付倍率の型はご契約後に変更することはできません。
- 手術給付金等の給付倍率の型が1型の場合、手術給付金等の保障はありません。

主契約(本則)の給付金等のお支払いについての留意事項

疾病入院給付金・災害入院給付金について

疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を複数回したとき、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を複数回したときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなし、支払限度の型に応じた支払限度日数を適用します。ただし、疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。



- 疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に複数回した場合でも、疾病入院給付金または災害入院給付金を重複して支払いません。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、疾病入院給付金と災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、重複する入院期間については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払いません。

手術給付金について

支払対象となる「所定の手術」とは、次のいずれかに該当する手術のことをいいます。

- 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている診療行為
- 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として定められている診療行為
- 先進医療に該当する診療行為



- 次の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・創傷処理 ・切開術(皮膚、鼓膜) ・デブリードマン ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
 - ・鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)および鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)
 - ・異物除去(外耳、鼻腔内、角膜・強膜、結膜下) ・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
 - ・涙点プラグ挿入術 ・結膜結石除去術
- 先進医療に該当する診療行為のうち、次の診療行為はお支払いの対象となりません。
 - ・診断および検査を目的とした診療行為
 - ・注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為
- 手術給付金の支払事由に該当する手術を、同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたとき等は、支払回数に制限がある場合があります。

放射線治療給付金について

支払対象となる「所定の放射線治療」とは、次のいずれかに該当する放射線治療のことをいいます。

- 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為(血液照射を除きます。)
- 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

移植術給付金について

- 支払対象となる「所定の骨髄移植術」とは、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として定められている骨髄移植術のことをいいます。また、「末梢血幹細胞移植」と「臍帯血幹細胞移植」を含みます。
- 支払対象となる「所定の臓器移植術」とは、被保険者が受容者となる、心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓の移植術のことをいいます。

骨髄ドナー給付金について

「所定の骨髄幹細胞の採取術」には、「末梢血幹細胞の採取術」を含みます。

死亡給付金について

お取扱いは次のとおりです。

全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。	
短期払	保険料払込期間中	：死亡給付金はありません。
	保険料払込期間満了後	：保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の死亡給付金をお支払いします。

主契約(本則)の保険料払込みの免除について

主契約(本則)の責任開始期以後の保険料払込期間中に、被保険者が次の事由に該当したときは、以後の保険料(主契約(本則)に付加されている特則・特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

保険料払込みの 免除事由の概要	所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から起算して180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害の状態に該当したとき
保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。	

3 付加できる特則について

特則を付加することにより、責任開始期以後の保険期間中に被保険者が発病した特定の病気の保障等を充実させることができます。
(注) ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。また、特則をご契約後に中途付加することはできません。

1 特定3大疾病入院無制限特則

お取扱いの概要	特定3大疾病により疾病入院給付金の支払事由に該当したとき、疾病入院給付金の支払限度にかかわらず、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。
---------	--

2 健康給付金特則

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	受取人
健康給付金	5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に継続10日以上 の入院に対する疾病入院給付金・災害入院給付金をいずれも支払わな かったとき	主契約(本則)の 入院給付金日額 ×10	契約者

4 付加できる特約について

特約を付加することにより、特約の責任開始期以後の保険期間中に被保険者が発病した特定の病気やケガ等の保障を充実させることができます。

(注) ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。また、2022年3月現在、指定代理請求人特約を除き、特約をご契約後に中途付加することはできません。

3 引受基準緩和型先進医療特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
先進医療 給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療による療養に係る技術料と同額	通算：2,000万円	主契約の 入院給付金 受取人
先進医療 一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金 ×10%相当額	—	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

4 引受基準緩和型入院一時金特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
疾病入院 一時金	病気により入院をし、主契約の疾病入院給付金が支払われるとき	入院一時金額	—	主契約の 入院給付金 受取人
災害入院 一時金	ケガにより入院をし、主契約の災害入院給付金が支払われるとき	入院一時金額	—	

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

引受基準緩和型入院一時金特約の給付金等のお支払いについての留意事項

疾病入院一時金の支払事由に該当する入院を複数回したとき、または災害入院一時金の支払事由に該当する入院を複数回したときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。



主契約に特定3大疾病入院無制限特約が付加されていない場合で、主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払いがいずれも通算支払限度日数に達したときは、この特約は消滅します。

5 引受基準緩和型通院特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
通院給付金	主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった病気やケガにより、次のいずれかの通院対象期間中に通院をしたとき (1) 入院の直接の原因が特定3大疾病以外のときは、その入院の退院日の翌日から起算して180日以内の期間 (2) 入院の直接の原因が特定3大疾病のときは、その入院の退院日の翌日から起算して5年以内の期間	通院給付金日額 ×通院日数	1回の通院対象 期間中の通院につき： 30日(※) 通算：1,095日(※)	主契約の 入院給付金 受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

(※) 特定3大疾病により通院給付金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院給付金の支払限度にかかわらず、通院対象期間中の通院日数分の通院給付金を支払います。

引受基準緩和型通院特約の給付金等のお支払いについての留意事項



- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払対象となる日に通院した場合、通院給付金は支払いません。
- 同一の日に複数回通院をした場合、通院給付金は重複して支払いません。
- 複数の病気またはケガにより1回の通院をした場合、通院給付金は重複して支払いません。
- 主契約に特定3大疾病入院無制限特約が付加されていない場合で、主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払いがいずれも通算支払限度日数に達したときは、この特約は消滅します。

6 引受基準緩和型女性総合医療特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
女性疾病 入院給付金	所定の女性疾病により1日以上入院をしたとき	女性入院給付金日額 ×入院日数	主契約の入院給付金 の支払限度と同じ	主契約の 入院給付金 受取人
女性特定 手術給付金	(1) 次のいずれかの乳房観血切除術を受けたとき ① 診断確定または再発・転移が確認された(※1)乳がんの治療を直接の目的とする乳房観血切除術 ② 乳がんと診断確定または再発・転移が確認され(※1)、乳がんの罹患リスク低減を目的として受けた乳房観血切除術(※2) ③ 卵巣がんもしくは卵管がんと診断確定または再発・転移が確認され(※1)、乳がんの罹患リスク低減を目的として受けた乳房観血切除術(※2)	女性入院給付金日額 ×30	●乳房観血切除術： 片側1乳房につき 1回 ●卵巣観血切除術： 2回 ●子宮観血切除術： 1回	
	(2) 次のいずれかの卵巣観血切除術を受けたとき ① 所定の女性疾病の治療を直接の目的とする卵巣観血切除術 ② 乳がんと診断確定または再発・転移が確認され(※1)、卵巣がんの罹患リスク低減を目的として受けた卵巣観血切除術(※2)			
	(3) 所定の女性疾病により子宮観血切除術を受けたとき	女性入院給付金日額 ×10		
	(4) 診断確定または再発・転移が確認された(※1)乳がんにより、所定の乳房にかかわる手術(※3)を受けたとき			
	(5) 所定の女性疾病により、所定の子宮または子宮附属器にかかわる手術(※4)を受けたとき			
乳房再建術 給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	女性入院給付金日額 ×100	片側1乳房につき 1回	
がん外見ケア 給付金	診断確定または再発・転移が確認された(※1)がんの治療により、頭髮に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	女性入院給付金日額 ×5	1回	

(※1) この特約の責任開始日の5年前の応当日以後、この特約の責任開始日から起算して90日目以前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始日から起算して91日目以後にがんと診断確定または再発・転移が確認された場合に限りま。

(※2) 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術に限りま。

(※3) 女性特定手術給付金の支払事由の概要(1)に該当する手術を除きま。

(※4) 女性特定手術給付金の支払事由の概要(2)、(3)に該当する手術を除きま。

女性疾病入院給付金の支払限度

女性疾病入院給付金の支払限度日数は、ご契約時に選択された主契約の支払限度の型(30日型・60日型・120日型)に応じ、主契約の1回の入院の支払限度日数と同じ支払限度日数(30日・60日・120日)です。また、通算支払限度日数は、いずれの支払限度の型においても1,095日です。

ただし、がんにより女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、女性疾病入院給付金の支払限度にかかわらず、その入院日数分の女性疾病入院給付金を支払います。

引受基準緩和型女性総合医療特約の給付金等のお支払いについての留意事項

女性疾病入院給付金について

女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を複数回したときは、それぞれの入院の直接の原因となった女性疾病が同一の女性疾病であるか否かにかかわらず1回の入院とみなし、主契約の支払限度の型に応じた支払限度日数を適用します。ただし、女性疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。



女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に複数回した場合でも、女性疾病入院給付金を重複して支払いません。

女性特定手術給付金について

- 「乳房観血切除術」と「乳房にかかわる手術」を同一の日に受けた場合は、「乳房観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金を支払います。
- 「卵巢観血切除術」と「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合は、「卵巢観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金を支払います。
- 「子宮観血切除術」と「子宮または子宮附属器にかかわる手術」を同一の日に受けた場合は、「子宮観血切除術」についてのみ女性特定手術給付金を支払います。



女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を、同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたとき等は、支払回数に制限がある場合があります。

7 引受基準緩和型特定3大疾病給付金特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
がん診断 給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 初めて(※1)がんと診断確定された(※2)(※3)とき (2) 既に診断確定された(※2)がんとは関係なく、新たにがん と診断確定(※3)されたとき (3) 診断確定された(※2)がんの再発または転移(※3)が認 められたとき (4) 診断確定された(※2)がんについて当社所定の治療 により入院をしているときまたは通院をしたとき	特定3大疾病 給付金額	通算限度なし (1年に1回)	主契約の 入院給付金 受取人
心疾患 給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の心疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の急性心筋梗塞により、1日以上入院をしたとき (3) 所定の急性心筋梗塞以外の心疾患により、継続して15 日以上入院をしたとき	特定3大疾病 給付金額	通算限度なし (1年に1回)	
脳血管疾患 給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の脳血管疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の脳卒中により、1日以上入院をしたとき (3) 所定の脳卒中以外の脳血管疾患により、継続して15日 以上入院をしたとき	特定3大疾病 給付金額	通算限度なし (1年に1回)	
リハビリ 給付金	所定の脳血管疾患により、初めて医師の診療を受けた日 から起算して180日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の 他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断 されたとき	特定3大疾病 給付金額 ×50%	1回	

(※1) この特約の責任開始日の5年前の応当日以後の期間を通じて初めてとします。

(※2) この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険期間中に診断確定された場合に限りです。

(※3) この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険期間中に死亡し、その後のがんと診断確定された場合は、死亡前に病理組織学的所見を得るための生検を受けているときはがん診断給付金を支払います。

引受基準緩和型特定3大疾病給付金特約の給付金等のお支払いについての留意事項

がん診断給付金のお支払いについて



同時に複数の支払事由に該当した場合、がん診断給付金を重複して支払いません。

心疾患給付金のお支払いについて



同一の日に心疾患給付金の支払事由に複数回該当した場合、心疾患給付金を重複して支払いません。

脳血管疾患給付金のお支払いについて



同一の日に脳血管疾患給付金の支払事由に複数回該当した場合、脳血管疾患給付金を重複して支払いません。

8 引受基準緩和型抗がん剤治療給付金特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
抗がん剤 治療給付金	診断確定または再発・転移が確認された(※1)がんにより、 所定の抗がん剤・ホルモン剤治療のため、入院または 通院(※2)をしたとき	抗がん剤治療 給付金額	通算限度なし (同一月に1回)	主契約の 入院給付金 受取人

(※1) 主契約の責任開始日の5年前の応当日以後、この特約の責任開始日の前日(主契約の責任開始日から起算して90日目)以前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始日(主契約の責任開始日から起算して91日目)以後の保険期間中にがんと診断確定または再発・転移が確認された場合に限りま。

(※2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤またはホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限りま。

引受基準緩和型抗がん剤治療給付金特約の給付金等のお支払いについての留意事項

支払対象には、再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与および処方のための入院または通院を含みます。

9 引受基準緩和型特定損傷特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
特定損傷給付金	次のいずれかに該当したとき (1) 病気やケガによる骨折に対して治療を受けたとき (2) 所定の不慮の事故によるケガでの関節脱臼、腱の断裂、 靱帯の断裂または半月板の断裂に対して、その事故の 日から起算して180日以内に治療を受けたとき	特定損傷 給付金額	12回	主契約の 入院給付金 受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

引受基準緩和型特定損傷特約の給付金等のお支払いについての留意事項

脊椎の圧迫骨折は、この特約の責任開始期前を含めて初めて治療を受けたものであることを要します。



- 「同一の外因によるケガ」、「同一の病気かつ同時期に発生した骨折」、
「脊椎の圧迫骨折」に対する特定損傷給付金の支払いは、それぞれ1回を限度とします。
- 特定損傷給付金の支払いが支払限度に達した場合には、この特約は消滅します。

10 引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
特定感染症 診断一時金	特定感染症(※1)と診断された(※2)とき	特定感染症 診断一時金額	1回	主契約の 入院給付金 受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

(※1) 結核を除きます。

(※2) この特約の責任開始日(主契約の責任開始日から起算して91日目)以後の保険期間中に特定感染症と診断された場合に限りです。

引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約の給付金等のお支払いについての留意事項

支払対象となる「特定感染症」とは、医師によって診断された時点における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症をいいます。



特定感染症診断一時金が支払われたときには、この特約は消滅します。

11 引受基準緩和型終身死亡保障特約(低解約返戻金型)

お支払いする 給付金等	支払事由の概要	支払額	支払限度	受取人
死亡保険金	死亡したとき	保険金額	—	死亡保険金 受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

12 引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約

お取扱いの概要	主契約の保険料払込期間中に次のいずれかに該当したときに、以後の保険料のお払込みが免除されます。			
	がん	初めて(※1)がんと診断確定された(※2)とき		
	心疾患	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の心疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の急性心筋梗塞により、1日以上入院をしたとき (3) 所定の急性心筋梗塞以外の心疾患により、継続して15日以上入院をしたとき		
	脳血管疾患	次のいずれかに該当したとき (1) 所定の脳血管疾患により、所定の手術を受けたとき (2) 所定の脳卒中により、1日以上入院をしたとき (3) 所定の脳卒中以外の脳血管疾患により、継続して15日以上入院をしたとき		

(※1) この特約の責任開始日の5年前の応当日以後の期間を通じて初めてとします。

(※2) この特約の責任開始日から起算して91日目以後の保険料払込期間中に診断確定された場合に限りです。

引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約についての留意事項

保険料のお払込みが免除される場合には、主契約(本則)および付加されている特約・特則の保険料のお払込みも免除されます。

指定代理請求人特約

お取扱いの概要	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、被保険者に代わり、指定代理請求人が請求を行うことができます。
---------	--

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない所定の事情があるときを含みます。

5 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はありません。

6 解約返戻金について

■主契約の解約返戻金のお取扱いは次のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中：解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後：保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金をお支払いします。

■引受基準緩和型終身死亡保障特約(低解約返戻金型)を解約または保険金額を減額した場合は、解約返戻金をお支払いします。ただし、低解約返戻金期間(保険料払込期間と同一)中に解約または保険金額を減額した場合、お受け取りになる解約返戻金は、この特約を[低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額に70%を乗じた水準となります](#)。

■主契約に引受基準緩和型終身死亡保障特約(低解約返戻金型)を付加し、かつ、引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合、引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約の解約返戻金があるときがあります。

■引受基準緩和型終身死亡保障特約(低解約返戻金型)および引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約^(※)以外の特約および特則については、解約返戻金はありません。

(※)主契約に引受基準緩和型終身死亡保障特約(低解約返戻金型)を付加していない場合、引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約の解約返戻金はありません。



健康給付金特則を付加する場合、次の点にご注意ください。

- 短期払でご契約の場合、保険料払込期間満了後の解約返戻金は入院給付金日額の10倍となりますが、払込保険料の合計額に比べて大幅に少ない金額となります。
- 健康給付金特則を付加する場合、健康給付金特則を付加していない場合と比べて、払込保険料の合計額と解約返戻金額との差が大きくなります。
- 詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

7 更新について

次の特約・特則は、主契約(本則)の保険料払込期間中に特約・特則の保険期間が満了するとき、所定の範囲内で自動的に更新されます。更新をご希望にならない場合は、保険期間が満了する月の前月の末日までにお申出ください。

健康給付金特則、引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約

- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。



- 次の場合、更新のお取扱いをいたしません。
 - ・更新後の特約・特則の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 - ・更新後の特約・特則の保険期間満了の日が主契約(本則)の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- 「健康給付金特則」は、保険料払込みの免除となった場合、更新のお取扱いをいたしません。

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

- 申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)は「ご契約の申込日」または「重要事項説明書(注意喚起情報)の書面または電磁的記録を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内であれば、書面または電磁的記録^(※)のいずれかによりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。

(※)電子情報処理機器(パソコン・タブレット・スマートフォン等)を使用して、当社ホームページにアクセスしてお申出いただく方法です。

- 「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に保険金・年金・給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に、申込者等が保険金・年金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込みの撤回等があった場合には、当社は、お申込みいただいた金額を申込者等に全額返還します。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人を契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

*当社より保険証券を発行しているご契約については、お申込みの撤回等の処理完了後に「ご契約取消手続完了のご案内」をお送りいたします。そのご案内にて、お申込みの撤回等の処理が完了したことをご確認ください、保険証券を破棄してください。

お申出方法

■書面による場合

- 郵便により、総合サービスセンター宛にお申出ください。

(1)「お申込みの撤回等の書面」の記入事項

・お申込みの撤回等をする旨の文言 ・証券番号 ・保険種類 ・申込者等の氏名(自署)
・住所、電話番号 ・送金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)

(2)「お申込みの撤回等の書面」の送付先

〒530-8573 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
FWD生命保険株式会社 総合サービスセンター

- 書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。

■電磁的記録による場合

- 当社では、ホームページに専用のお申出フォーム(<https://customer.fwdlife.co.jp/seimei/cooling-off/>)を用意しておりますので、必要事項を入力・送信することによりお申出ください。
- 電磁的記録によるお申出の場合は、電磁的記録を発信した時(当社ホームページでお申出いただいた場合は、必要事項を入力後、送信が完了した時)に効力を生じます。

2 健康状態や職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
生命保険募集人(代理店)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

告知内容に応じたご契約のお引受けについて

- この保険では、健康状態に不安を抱えている方もご加入しやすいように引受基準を緩和していますが、告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
 - ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- 上記以外にも、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないこと等があります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3 FWD医療引受緩和(引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型))の留意点

- この保険は、告知項目を限定するとともに責任開始期前にかかった病気(持病・既往症)についても、責任開始期以後に悪化した場合等、一定の条件で給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除の対象としています(ただし、責任開始期前に医師にすめられていた入院等は保障しません)。このため、引受基準緩和型ではない保険に比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の他の医療保険をご契約いただける場合があります。

4 保障の責任開始期について

■責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)」または「告知の時」のいずれか遅い時
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時(当社が保険契約の申込書を受領した時)」または「告知の時」のいずれか遅い時

(※)第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性等を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

■生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



- 特約や給付金等によっては、がんの保障について、[主契約または特約の責任開始日から起算して91日目から保障を開始する場合があります。](#)
- 引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約は、[主契約の責任開始日から起算して91日目から保障を開始します。](#)
- 保障の責任開始期について、詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

5 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いができません。また、保険料のお払込みを免除できません。

支払事由に該当しない場合

例：責任開始期前に生じた病気やケガの場合(約款に定めがある場合を除きます。)、がんの診断確定が病理組織学的所見(生検を含み、剖検を除きます。)(※)により医師によってなされなかった場合

(※)病理組織学的所見が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

責任開始日の前日以前のがんの診断確定による無効の場合等

- 引受基準緩和型抗がん剤治療給付金特約を付加している場合、主契約の責任開始日の5年前の応当日以後この特約の責任開始日の前日(主契約の責任開始日から起算して90日目)以前に、被保険者ががんと診断確定されたときは、この特約は無効となり、給付金のお支払いができません。

- 引受基準緩和型女性総合医療特約・引受基準緩和型特定3大疾病給付金特約・引受基準緩和型特定3大疾病保険料払込免除特約を付加している場合、給付金等によっては、これらの特約の責任開始日の5年前の応当日以後これらの特約の責任開始日から起算して90日目以前に、被保険者ががんと診断確定(※)されたときは、給付金のお支払いまたは保険料払込みの免除ができない場合があります。詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

(※)そのがんの診断確定の日から起算して6か月以内に、ご契約者からこれらの特約の無効のお申出があった場合は、お申出のあった特約は無効となります。(6か月以内にお申出がないときは、これらの特約を継続します。)

免責事由に該当した場合

例：被保険者等の故意または重大な過失、被保険者の犯罪行為によるとき

告知義務違反による解除の場合

重大事由による解除の場合

給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

保険料のお払込みがないことによる失効の場合

保険契約について詐欺による取消しの場合

給付金等の不法取得目的による無効の場合

6 ご契約内容等の確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

7 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- [猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。](#)
- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了の日の属する月の翌月1日から翌々月末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

8 効力を失ったご契約の復活について

- 効力を失ったご契約でも、失効日から[1年以内](#)であれば復活を申し込むことができます。
- この場合、次のとおり取り扱います。
 - 改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

9 ご契約の解約と解約返戻金

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- この保険の解約返戻金については、[契約概要「6 解約返戻金について」](#)をご覧ください。

10 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。)して新たなご契約をお申込みになる場合、次の点でご契約者に不利益となることがあります。

■現在のご契約についての留意事項

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

■新たなご契約についての留意事項

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結または復活に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 現在のご契約のままであれば給付金等のお支払いまたは保険料払込み免除ができる場合であっても、新たなご契約では、責任開始期前に生じた病気やケガを原因とする場合には、お支払い等ができないことがあります。
- 新たなご契約ががんを保障するご契約の場合、多くの場合、新たなご契約の主契約の責任開始日から起算して91日目からがんに関する保障が開始されます。新たなご契約の保障が開始される前に、現在のがんを保障するご契約を解約すると、がんに関する保障のない期間が発生することがあります。

11 給付金額等が削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構



03-3286-2820

月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-12:00、13:00-17:00<https://www.seihohogo.jp/>

12 給付金等のご請求について

- 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(最寄りの営業部門または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。
- ご住所等を変更された場合

当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

13 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 法令等の改正により、公的医療保険制度および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正があった場合で特に必要と認めたときは、当社は主務官庁の認可を得て、将来に向かって普通保険約款および所定の特約の給付金等の支払事由を法令等の改正に適した内容に変更することがあります。
- この場合、当社は、変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

14 ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

MEMO

(ご参考)「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」はご契約にともなう大切なことがらを記載したもので、ご契約に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ず内容をご確認ください。

「WEBしおり・約款」のご案内

■ 当社ホームページでは、いつでも「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードできる「WEBしおり・約款」をご用意しています。

「ご契約のしおり・約款」の閲覧・ダウンロード方法

1. インターネットで当社ホームページ内の「WEBしおり・約款」へアクセス

■ 検索サイトから

FWD生命 約款



■ URLまたは二次元コードから

<http://article.fwdlife.co.jp/yakkan/top.php>



2. 「ご契約のしおり・約款」の検索コードを入力し、「検索」ボタンをクリック

保険種類	FWD医療引受緩和
ご契約のしおり・約款 検索コード	041-20220302

※同一の保険種類が複数の検索コードを有することがあります。

3. 「保険種類」「契約日」をご確認のうえ、「PDFファイルを開く」ボタンをクリック

4. 「ご契約のしおり・約款」のPDFファイルを閲覧・ダウンロード

※「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

■ ご契約のお申込み後に紙冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、郵送でお送りいたしますので、当社ホームページよりご請求または総合サービスセンターまでお申出ください。



0120-211-901
(通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00



fwdlife.co.jp



当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

ホームページ

fwdlife.co.jp

総合サービスセンター

0120-211-901 (通話料無料)

受付時間: 月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店